

めいちゃんの家

〈指定認知症対応型通所介護事業所運営規定〉

1、事業所の名称及び所在地

第1条(事業所の名称及び所在地)

- 1、名称 めいちゃんの家
- 2、所在地 千葉県八千代市勝田台4-1-1-1F

2、事業の目的及び運営の方針

第2条(事業の目的)

合同会社あずきケアサービスが開設する指定認知症対応型通所介護事業所 めいちゃんの家(以下、「本事業所」という。)は、指定地域密着型サービスに該当する認知症通所介護(以下、「指定認知症対応型通所介護」という。)の事業を行うものであり、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、生活機能の維持又は工場を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図り、もって地域住民の福祉の増進に貢献する事を目的とする。

第3条(運営の方針)

本事業所は、次に掲げる基本方針に基づき事業を運営する。

- 1、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標。また、当該目標を達成する為の具体的なサービス内容等を記載した認知症通所介護計画書を作成し、その計画に基づき、利用者の機能訓練及びその他利用者が日常生活を営む事ができるよう必要な援助を行う。
- 2、指定認知症対応型通所介護の提供にあたっては、親切丁寧に行うことを旨とし、サービスの提供方法等に関して、利用者及びその家族に対して理解しやすいように説明をする。
- 3、従業員の教育研修を重視し、提供するサービスの質について常にその改善を務め、介護技術の進歩に対応した適切な介護技術をもってサービスの提供を行う。
- 4、常に利用者の心身状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練、その他必要なサービスを利用者の希望に沿って適切に提供する。
- 5、前4項のほか、厚生労働省令で定める指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準、都道府県又は市町村が条例で定める基準(以下、「基準等」という)の内容を遵守し、事業を実施するものとする。

第4条(実施手順に関する具体的方針)

本事業所は次に掲げる具体的方針に基づき、入居者と共に指定地域密着型サービスを実施するものとする。

- 1、サービス提供の開始にあたり、利用者の心身状況等を把握するものとする。
- 2、個々のサービスの目標、内容、実施期間を定めた認知症対応型通所介護計画を作成する。
- 3、認知症対応型通所介護計画の作成後、認知症対応型通所介護計画の実施状況の把握

(モニタリング)を行う。

4、モニタリング結果を指定居宅介護支援事業者へ報告する。

5、運動器の機能向上、栄養改善又は口腔機能の向上については、国内外の文献等において有効性が確認されている等の適切なものとする。

3、従業者の職種、員数及び職務内容

第5条(従業者の職種、員数等)

本事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供にあたる従業者の職種・員数として、基準等に定められている人員の基準に基づいて、次のとおりに配置するものとする。

☆管理者(常勤)	常勤1名	介護職員と兼務
☆生活相談員	配置1名以上	介護職員と兼務
☆看護・介護職員(常勤他)	常時1名以上	
☆機能訓練指導員	配置1名以上	

第6条(管理者の職務内容)

1、管理者は、本事業所の従業者及び業務の管理を一元的に行うものとし、従業者に基準等を遵守させる為の必要な指揮命令を行うものとする。

2、管理者は、適切な指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であり、別に構成労働大臣が定める研修を修了しているものとする。

第7条(介護職員の職務内容)

介護職員は、食事、レクリエーション、入浴(主治医の許可がある場合)等、指定認知症対応型通所介護全般に渡る(他の職種が担当する職務内容を除く)利用者への介護・支援を行うものとする。

第8条(認知症対応型通所介護計画の作成等)

1、利用者の心身の状況、希望及び置かれている環境を踏まえて、居宅サービス計画に沿った援助の目標、機能訓練等の目標及び当該目標を達成する為の具体的なサービス内容を記載した認知症対応型通所介護計画を作成する。

2、認知症対応型通所介護計画の作成にあたっては、その内容について、利用者またはその家族に説明し、利用者の同意を得るものとする。

3、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画書を利用者に交付するものとする。

4、利用者に対し、認知症対応型通所介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、継続的なサービスの管理、評価を行う。

4、営業日及び営業時間

第9条(営業日)

本事業所の営業日は、休業日である水曜日・日曜日・年末年始等を除く、月、火、木、金、土曜日(祝祭日も含む)とする。ただし、居宅サービス計画により、休業日であってもサービスの提供を行う場合がある。

第10条(営業時間)

本事業所の営業時間は、営業日の8時～17時まで(送迎時間を含む)とし、サービスの提供時間は、営業日の8時50分～16時10分まで(送迎時間を含まない)とする。

ただし、居宅サービス計画により、営業時間外であってもサービスの提供を行う場合

がある。

5、指定認知症対応型通所介護事業所の定員

第11条(利用定員)

本事業所の利用定員は、12人以下とする。

6、指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額

第12条(指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料等)

1、本事業所が提供する指定認知症対応型通所介護の内容は以下に記すとおりとする。

これらのサービスは、居宅サービス計画に沿って作成した認知症対応型通所介護計画に基づいて、利用者に提供するものとする。

指定認知症対応型通所介護を提供した場合に利用者から支払いを受ける利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準額(介護報酬の告示上の額)によるものとする。なお、当該指定認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

- ①健康チェック 体温・血圧・脈拍の測定等。
- ②アクティビティ 集団的・個別的に行うレクリエーション活動や創作活動、地域参加活動全般等。
- ③機能訓練 食事・排泄・入浴等の日常動作訓練、体操。その他食事・掃除・洗濯や地域参加活動等の生活や社会参加に必要なすべての活動。
- ④食事 昼食・おやつや間食等の提供。
- ⑤入浴 入浴の提供。
- ⑥相談対応 利用者やその家族の生活相談等の対応
- ⑦送迎 利用者の居宅から本事業所までの送迎
- ⑧その他 その他必要な日常生活上の世話等。

2、利用者が短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護又は小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護若しくは看護小規模多機能型居宅介護を受けている間は、認知症対応型通所介護費は、算定しない。

3、本事業所は、前項の利用料のほか、次に掲げる利用料を徴収する。

①交通費

第13条に記載されている「通常の事業の実施地域」にお住まいの方は無料とする。

②食材料費+水道光熱費相当分(おやつ代含む) 600円

朝食・夕食は別途各 500円

③おやつ代のみ 100円

④おむつ、紙パンツ代 リハビリパンツ・オムツ 100円(1枚あたり)

⑤尿取りパッド代 パット類 50円(1枚あたり)

⑥利用者の希望によって、身のまわりの品もしくは教養娯楽として日常生活に必要なものを本事業所が提供する場合 実費

4、前第1項及び3項の費用の支払いを受ける場合には、あらかじめ利用者またはその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について文書で説明を行い、利用者の同意を得るものとする。

5、本事業所は利用者の都合によりサービスのキャンセルをした場合で、利用日の前営業日の17時までに連絡をいただかない場合には、キャンセル料をいただくも

のとする。当該キャンセル料は、キャンセルとなったサービスについて第1項に定める利用者から支払いを受ける額と同額と同様とする。ただし、救急車・主治医等がかかわる緊急対応が生じた場合にはこの限りではない。

7、通常の事業の実施地域

第13条(通常の事業の実施地域)

本事業所が提供する指定認知症対応型通所介護の通常地域は、以下の通りとする。

八千代市内

8、サービス利用にあたっての留意事項

第14条(留意事項の事前説明)

本事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供に際して、利用者及びその家族に対し、利用時間、サービス内容、利用料、送迎、機能訓練室利用時の注意事項等、その他当該指定認知症対応型通所介護のサービス利用に関する留意事項を、契約書及び重要事項説明書に明記し、利用者に説明するものとする。

第15条(利用者側の留意事項)

- 1、利用者は、他の利用者が適切なサービスの提供を受けるための権利・機会等を侵害してはならない。
- 2、利用者は、事業所の設備・備品等の使用にあたっては、本来の用法に従い使用することとし、これに反した使用により事業者に損害が生じた場合には、賠償するものとする。
- 3、事業者は、利用者の重大な過失により、利用者の身体等に被った損害に対しては、賠償を減じることができるものとする。

9、緊急時等における対応方法

第16条(緊急時等の対応)

本事業所が指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに、利用者に病状等の急変(異常事態)が生じた場合、また、その他必要な場合には、介護職員等により迅速且つ適切な処置を行い、速やかに主治医への連絡、119番への通報、そして利用者の家族に対する連絡などの必要な措置を講じるものとする。

第17条(非常災害対策)

- 1、本事業所は、消防法で定める防火管理者を置き、消防計画の作成、当該消防計画に基づく消火、通報及び避難訓練の実施、消火活動上必要な設備の点検及び整備、火気の使用または取扱いに関する監督、避難または防火上必要な構造及び設備の維持管理並びにその他防火管理上必要な業務を行い、火災等非常災害時に於ける対策を常に整備し、不慮の事態に備えるものとする。
- 2、本事業所は、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、非常災害に関する具体的な契約や通報・連携体制について定期的に従業員に周知するものとする。

10、その他運営に関する重要事項

第18条(従業員の研修)

本事業所は、従業員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ①新規採用時研修 採用時と他半年間内毎月1回程度

②OJT 研修 実働業務初回～3回程度

③業務ミーティング 月1回程度

第19条(内容、手続きの説明及び同意)

本事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用者またはその家族に対し、運営規定の概要、従業者の勤務の体制その他サービスの選択に必要な重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について、利用者の同意を得るものとする。

第20条(身分証の携帯)

本事業所の従業者は、身分証を携帯し、利用者及びその家族から求められた時には、これを掲示するものとする。

第21条(保険給付の償還請求のための証明書の交付)

本事業所は、法定代理受領を行わない指定認知症対応型通所介護にかかわる費用の支払いを受けた場合には、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要な事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付するものとする。

第22条(秘密保持)

1、本事業所及びその従業者は、業務上知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、守秘義務を遵守し個人情報を適切に取り扱い、関連機関等と連携を図る等正当な理由がある場合以外には開示しない。

2、あずきケアサービスは、そのサービス提供上知り得た利用者及びその家族等の秘密及び個人情報等について、その守秘義務が守られるように必要な措置を講じるものとする。また、その守秘義務は、就業中はもとより退職後も同様とする。

3、本事業所及びその従業者は、必要な範囲に於いて利用者及びその家族等の個人情報を取り扱うものとする。なお、利用者及びそのご家族等の個人情報の取り扱いに関して、別途同意を得るものとする。

4、前各号に定める守秘義務は、契約期間中はもとより契約期間後も同様とする。

第23条(記録の整備)

本事業所は、指定認知症対応型通所介護の提供等に関する諸記録を整備し、提供内容、従業者、設備及び備品に関する情報をその完結の日からそれぞれ5年間、会計に関する情報をその完結の日から7年間保存するものとする。

第24条(苦情処理)

1、本事業所は、サービスの提供に対する利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するものとする。また、そのための受付窓口を設置する。

2、本事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。

3、本事業所は、自ら提供した指定認知症対応型通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出もしくは掲示の求めまたは当該市町村の職員からの質問もしくは照会に応じ、及び利用者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

4、本事業所は、市町村からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を市町村に報告するものとする。

5、本事業所は、指定認知症対応型通所介護に対する利用者からの苦情に関して国民

健康保険団体連合会が行う介護保険法第23条第176条第1項第3号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導または助言を受けた場合においては、当該指導または助言に従って必要な改善を行うものとする。

6、本事業所は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、前項の改善の内容を国民健康保険団体連合会に報告するものとする。

第25条(事故発生時の対応)

1、本事業所は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は市町村、当該利用者の家族、当該利用者にかかわる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。

2、本事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。

第26条(損害賠償)

1、本事業所は、利用者に対する本サービスの提供にあたって、本事業所の責めに帰すべき事由により利用者又はそのご家族の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害を賠償する。ただし、利用者又はそのご家族等に過失がある場合は、本事業所は賠償責任を免除され、または賠償額を減額されている。

2、利用者又はそのご家族等は、利用者又はそのご家族等の責めに帰すべき事由により、本事業所の従業者の生命、身体及び財産に損害を及ぼした場合には、相当範囲内においてその損害賠償を請求される場合がある。

第27条(衛生管理等)

1、本事業所は、利用者の使用する施設、食器その他の設備または飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、または衛生上必要な措置を講じるものとする。

2、本事業所は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、またはまん延しないように必要な措置を講じるものとする。

第28条(安全管理体制等の確保)

サービスの提供に当たっては、安全管理体制を確保するものとする。

第29条(虐待の防止に関する措置)

本事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、責任者を設置する等の必要な体制整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

第30条(認知症対応型通所介護計画の提出)

本事業所は、居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該認知症対応型通所介護計画を提供することに協力するように努めるものとする。

運営規定等に定めのないその他の重要事項については、合同会社あずきケアサービスと本事業所の管理者による協議のうえで定めるものとする。

(附則)

この規定は、2022年10月1日から施行する。